

## 埼玉県広聴広報事務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の広聴・広報事務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広聴及び広報に係る実施方針に関する事項)

第2条 県民生活部長は、職員の広聴・広報マインドを高めるとともに、県の政策や魅力に関する情報発信力を強化し、全庁をあげて戦略的な広報を展開するため、広聴及び広報に係る実施方針に関する事項を定め、本庁の部（直轄、会計管理者の補助組織、企業局、下水道局、県議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、教育局、警察本部を含む。以下「部」という。）の長及び地域振興センター（事務所を含む。以下同じ。）の長に通知するものとする。

(広聴広報計画)

第3条 部の長は、その所掌する事務に係る広聴及び広報について、年間広聴広報計画を作成し、県民生活部長に提出するものとする。

2 県民生活部長は、前項の規定により提出された広聴広報計画により、埼玉県広聴広報計画を作成し、部の長及び地域振興センターの長に通知するものとする。

(広報監)

第4条 部に、広報監1人を置く。

2 広報監は、部の長が指名する者をもって充てる。

3 広報監は、上司の命を受けて、当該部の所掌する事務に係る広聴広報全般を統括する。

(広報監会議)

第5条 全庁的な広聴・広報力の向上を図るため広報監会議を開催するものとする。

2 広報監会議は、広報監をもって構成し、随時に開催し、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 広聴及び広報に係る実施方針に関する事項
- 二 全庁的な広聴・広報力の向上に関する事項
- 三 広聴及び広報に関する重要、異例な事項

3 広報監会議は、県民生活部長が招集し、県民生活部広報課担当副部長が主宰する。

4 広報監会議に関する事務は、広報課長が処理する。

(広聴広報主幹)

第6条 部及び地域振興センターに、広聴広報主幹1人を置く。

- 2 広聴広報主幹は、別表の職にあるものをもって充てる。
- 3 広聴広報主幹は、上司の命を受けて、当該部又は地域振興センターの所掌する事務に係る次の各号に掲げる事務を行う。
  - 一 広聴及び広報事務の企画、調整及び推進に関すること。
  - 二 広聴及び広報素材の開発に関すること。
  - 三 報道機関に提供する報道素材の収集及び整理に関すること。
  - 四 広聴及び広報事務の指導に関すること。
  - 五 その他広聴及び広報事務に関すること。

(広聴広報主幹会議)

第7条 広聴及び広報事務の効率的な運営を図るため、広聴広報主幹会議を開催するものとする。

- 2 広聴広報主幹会議は、広聴広報主幹をもって構成し、定期的に、又は随時に開催し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
  - 一 広聴及び広報の企画についての協議
  - 二 広聴及び広報活動についての部相互間の連絡調整
  - 三 広報監会議の議題の必要に応じた事前協議
- 3 広聴広報主幹会議は、県民生活部長が招集し、広報課長が主宰する。
- 4 広聴広報主幹会議は、必要に応じて、県庁LANによる電子会議として開催することができる。
- 5 広聴広報主幹会議に関する事務は、広報課長が処理する。

(広聴広報主任)

第8条 本庁の課(室及びセンターを含む。以下同じ。)及び地域機関(地域振興センターを除く。以下本条及び次条において同じ。)に広聴広報主任1人を置く。

- 2 広聴広報主任は、当該課又は地域機関の長が所属職員の中から命ずるものとする。
- 3 広聴広報主任は、上司の命を受けて、当該課又は地域機関の分掌する事務に係る広聴及び広報に関する事務に従事する。

(広聴広報主任会議)

第9条 広聴及び広報事務の効率的な運営を図るため、必要に応じて、広聴広報主任会議を開催することができる。

- 2 広聴広報主任会議は、広聴広報主任をもって構成し、広聴及び広報の企画についての審議並びに連絡調整に関する事務を行うものとする。

3 広聴広報主任会議は、本庁にあっては部の長が、地域機関にあっては地域振興センターの長が招集し、それぞれの広聴広報主幹が主宰する。

4 広聴広報主任会議に関する事務は、広聴広報主幹が処理する。

(広聴広報活動の要請)

第10条 課又は地域機関の長は、当該課又は地域機関の分掌する事務について、次の各号に掲げる広聴又は広報によることが適当であると認められるものがあるときは、部の広聴広報主幹を経由して、県民広聴課長又は広報課長に要請するものとする。

一 県民広聴課で行う広聴活動に関する事項

ア インターネットを利用した県政サポーターによって行う広聴

イ 県政世論調査によって行う広聴

二 広報課で行う広報活動に関する事項

ア 広報刊行物を発行して行う広報

イ テレビジョン、ラジオ、新聞等による広報

ウ インターネットによる広報

(資料の提出要求等)

第11条 広報課長は、広聴及び広報事務の効率的な運営を図るため必要があるときは、部の広聴広報主幹を経由して、課又は地域機関の長に対し、広聴及び広報に関して必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

(広聴及び広報活動の予定の通知)

第12条 広報課長は、毎月の広聴及び広報活動の予定を、広聴広報主幹を経由して、部の長及び地域振興センターの長に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

## 広聴広報主幹名簿

部、地域振興センター名	職 名
直轄	秘書課 調整幹
企画財政部	企画総務課 調整幹
総務部	人事課 調整幹
県民生活部	県民広聴課 調整幹
危機管理防災部	危機管理課 調整幹
環境部	環境政策課 調整幹
福祉部	福祉政策課 調整幹
保健医療部	保健医療政策課 調整幹
産業労働部	産業労働政策課 調整幹
農林部	農業政策課 調整幹
県土整備部	県土整備政策課 調整幹
都市整備部	都市整備政策課 調整幹
会計管理者の補助組織	出納総務課 調整幹
企業局	総務課 調整幹
下水道局	下水道管理課 副課長
県議会事務局	政策調査課 主幹
人事委員会事務局	総務給与課 副課長
労働委員会事務局	審査調整課 主幹
監査事務局	監査第一課 主席監査員
教育局	総務課 報道幹
警察本部	総務部 管理官
南部地域振興センター	副所長
南西部地域振興センター	副所長
東部地域振興センター	副所長
県央地域振興センター	副所長
川越比企地域振興センター	副所長
川越比企地域振興センター東松山事務所	事務所長
西部地域振興センター	副所長
利根地域振興センター	副所長
北部地域振興センター	副所長
北部地域振興センター本庄事務所	事務所長
秩父地域振興センター	副所長